

広島県選挙管理委員会告示第七十七号

平成二十九年十一月十二日執行の広島県知事選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人が支出することができる選挙運動に関する支出の金額は、次のとおりである。

平成二十九年十月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

金 額 四〇、七一一、七〇〇円